

埋立物の質が焦点

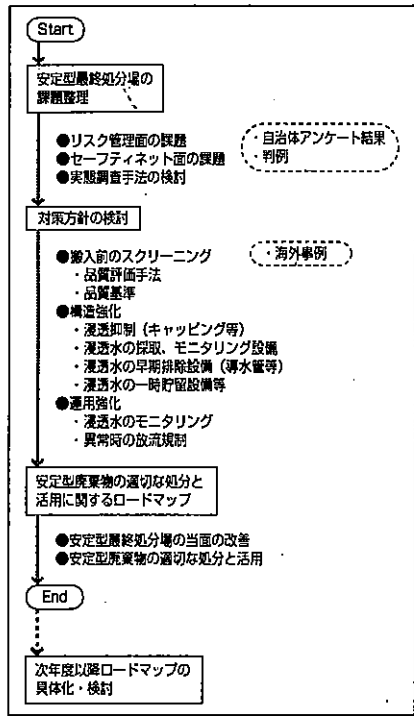
安定型処分場のあり方検討で

構造基準も一部強化か

環境省の「最終処分場に係る基準のあり方検討委員会」（座長 井上雄三 国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター副センター長）は11月25日、東京都内で今年度第一回目の会合を開いた。主な論点は、安定型産業廃棄物最終処分場について、いわゆる安定型産業廃棄物の範囲と搬入管理、安定型最終処分場の構造強化で、安定品目の見直しは廃棄物の物理・化学的な特性を踏まえた「質」を焦点に議論が進むことになりそうだ。

会合ではまず、安定型最終処分場を巡って設差止の判例が出され、近年複数箇所で開催されているリスク管理に

全体調査フロー



する信頼性への不安を裁判所側が認めたこと、他ならないと最近の動向について説明。廃棄物処理法のもとで、適法に許可がされたとすれば、同法の目的は実現されていると一応はいえるが、裁判所は、廃棄物処理法が守られない可能性があるかと判断して被害発生の可能性を指摘したといえるとしている。

安定型最終処分場については、法令に基づくマニフェスト制度や

展開検査の義務付けにも関わらず、一部の処分場で有害物質など安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入が見られるなどの課題が指摘されている。

同検討委員会ではこ

れらについて、判例を整理した結果、安定型最終処分場への有害物質の混入の可能性への対策と、混入した有害物質の処分場外への流出の防止について検討する必要があった。

リスク管理面での国の施策としてのセーフティネットを確保するための方策として、①安定型産業廃棄物の範囲および搬入管理②安定型最終処分場の構造強化、をあげた。

第1回目の会合ではまず、安定型最終処分場へ搬入できる廃棄物の範囲について提言をするまでに至らなかったが、安定型処分場

だったが、安定型処分場で硫化水素ガスが発生したり、高濃度のCO₂排水が出たりするのは廃棄物の物理・化学的な特性に廃棄物の「質」が問題との認識を示した。

搬入前の異物のスク

リーニングのあり方については、排出事業者や中間処理業者の間でやり方やスクリーニングの実施方法を議論。中間処理業者で他社の廃棄物と混ざった場合と、排出事業者から直接搬入された場合は廃棄物の「質」が違わないのか」との意見もあった。

見もあった。

安定型最終処分場の構造強化については、浸出水採取設備に係る付帯設備の設置とその基準の明確化が議題としてあげられたが、今回の会合では議論されなかった。

今後の検討委員会のスケジュールとしては、次回行われる来年1月の会合までに、最新の基準と規制で現在稼働している実際の処分場をいくつか選定し、埋立廃棄物の組成分析・熱しやく減量などを調査しようということになった。

第2回目の会合は来年1月末、第3回目は3月をめどに行われる予定で、最終的には安定型処分場の当面のあり方と最終的なあり方をとりまとめることになっている。